

**神奈川県立柏陽高等学校**  
**いじめ防止基本方針**

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないために、全ての教職員がいじめの防止に取り組んでいく。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努める。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組み

- ・いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかわかる時間を多くするように努める。

### (2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいや装って行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることが多いので、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
  - ① 学校生活に関するアンケート調査 年2回（7月、11月）
  - ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査 年2回
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行う。
  - ① スクールカウンセラーの活用
  - ② いじめ相談窓口の設置

### (3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護

者への助言を継続的に行う。

- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

#### (4) インターネット上のいじめへの対応

- ・ 発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

### 3 「いじめ対策等検討会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策等検討会議」を設置し、年に2回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、すぐに会議を開催します。

#### (1) 「いじめ対策等検討会議」の構成

管理職、生徒指導主事、生徒指導担当、学年代表、  
教育相談コーディネーター、教育相談担当者、養護教諭

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

#### (2) 活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の報告

### 4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ緊急調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

#### (1) 「いじめ緊急調査委員会」の構成

管理職、生徒指導主事、生徒指導担当者、学年リーダー

※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

#### (2) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供及び状況説明
- ・ 神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

## 5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること